

令和4年度

探しものが増えたかな… と思ったら

普段の生活の中では特に不便を感じていなかった方も、検診により心身の変化に気づくこともあります。
検診を受けて、ご自身の今の様子を知り、健やかにすごしましょう。

無料

練馬区もの忘れ検診

対象：70歳・75歳の方全員
4月に受診券と資料をお送りしました。

**検診期間：令和4年5月6日から
令和5年2月28日まで**
区内協力医療機関にて

●検診の相談はお近くの地域包括支援センターへ
●検診を希望される対象年齢の方で、受診券が見当たらない場合は、下記までお問い合わせください。

練馬区高齢施策担当部高齢者支援課
電話：03-5984-4597 FAX：03-5984-1214
詳しくは区ホームページでご確認ください。

インターネット で 

令和4年度の実施内容

70歳・75歳対象

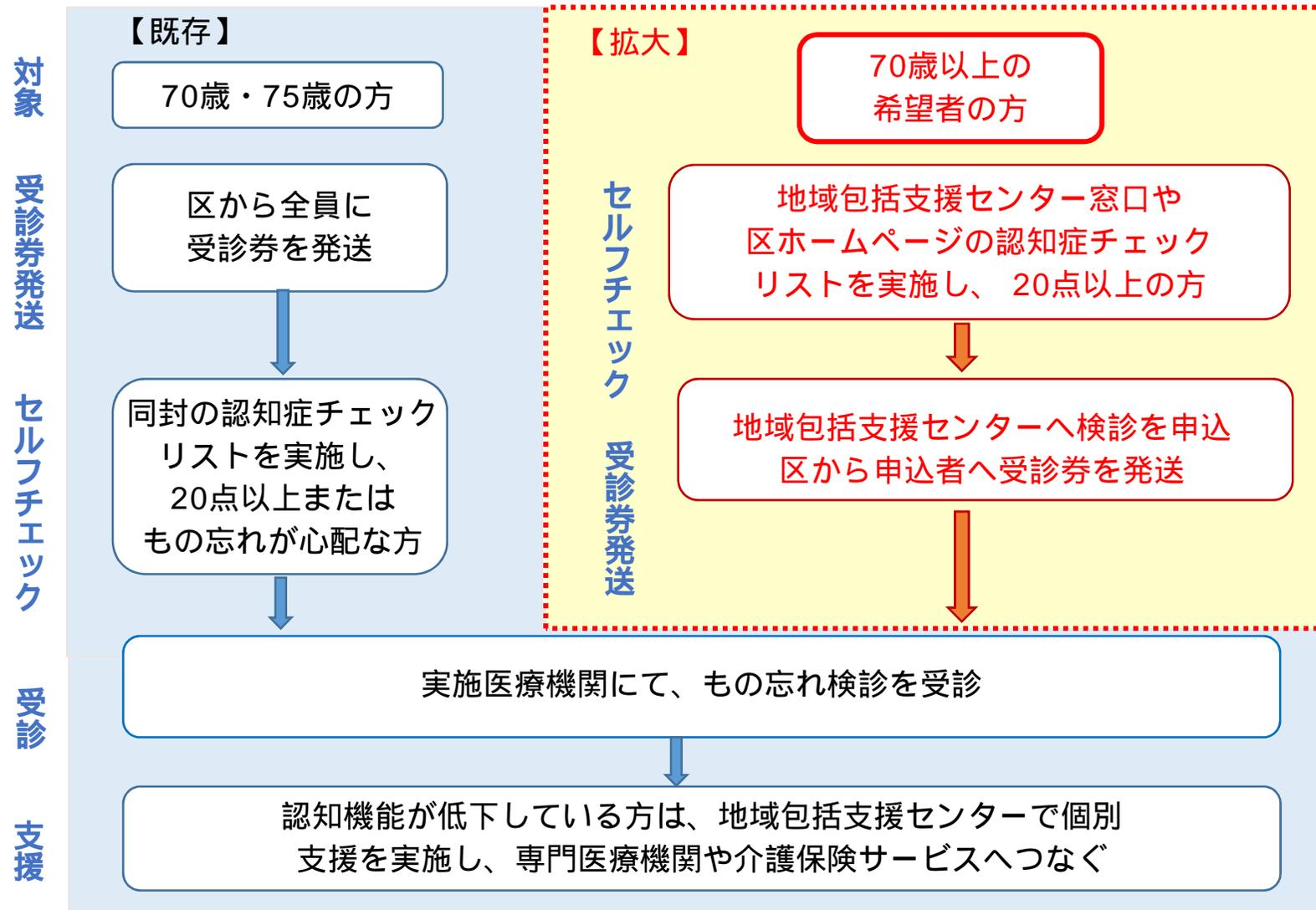
検診期間：令和5年2月28日まで

対象の方はもの忘れ検診を受けましょう

「探しものが増えた」など、もの忘れの心配やお困りごとはありませんか？
そんな時は、早めにご自身の今の様子を知ることが大切です。



令和5年度 もの忘れ検診対象者の拡大



もの忘れ検診結果の運転免許更新手続きへの利用について



- 75歳以上の運転者の免許更新に際し、認知機能検査の受検が義務付けられているが、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）の施行に伴い、医師が作成した診断書その他の書類を提出した場合、認知機能検査の受検義務が免除されることになった。
- これに伴い、練馬区もの忘れ検診の結果が「認知機能障害の疑いなし」となった75歳以上の方は、運転免許証を更新する際、運転免許証の有効期間の満了日前6か月以内の「もの忘れ検診結果」を警察署等に本人が提出することで、認知機能検査の受検が免除される。
- 検診結果の提出窓口は、都内すべての警察署交通課および運転試験場（本人が検診結果原本を持参する必要あり。その場で書類を確認し、不備が無ければ、検診結果コピーが返却され、次の検査である高齢者講習の予約を電話またはWEBで取れるようになる）
- これについての受診者への周知は、令和5年度受診券等発送物への記載のほか、区のホームページへの掲載を予定している。
- 「75歳以上の方は、運転免許更新の際の認知機能検査にかわるものとして、検診結果を利用できます。」というご案内を令和5年度版事業周知ポスターへ記載する。